



International Swaps and Derivatives Association, Inc.  
Shiroyama Trust Tower, 31<sup>st</sup> Floor  
4-3-1 Toranomom  
Minato-ku, Tokyo 105-6031  
Japan  
Telephone: 81 (3) 5733-5500  
Facsimile: 81 (3) 5733-5501  
email: isdajp@isda.org  
website: www.isda.org

平成 18 年 8 月 29 日

金融庁総務企画局市場課金融商品取引法令準備室 御中

## 金融商品取引法に関する依頼事項及び確認事項について

I S D A 東京事務所

International Swaps and Derivatives Association, Inc. ( I S D A ) は、1985 年にニューヨークにて設立された店頭デリバティブ市場の主要参加者により構成される全世界的な業界団体です。主として、金利スワップ、通貨スワップ、商品スワップ、さらにクレジット・デリバティブ、天候デリバティブ等の取引を対象とした契約書の発展と維持、取引の効率的締結のための市場慣行の促進、及び健全なリスク管理体制の発展等を目的として活動を続けております。会員数は 2006 年 8 月現在、50 カ国 725 社を超え、本邦においても 38 社が登録されており、その構成者は店頭デリバティブに携わる各国の主要銀行、証券会社、損害保険会社、商社、政府系機関、取引所、一般事業法人、法律事務所、会計事務所等となっております。

ISDA は、店頭デリバティブに係る取引業者及びユーザーに影響を及ぼす重要な法律上、規制上の諸問題について、業界での立場を表明する主導的役割を果たしております。その活動の一環として、先般成立いたしました金融商品取引法について、作業部会を組成して検討を重ねてまいりました。

投資家のニーズを満たすためには、本邦の金融市場が公正であり、また効率的かつ競合的なものでなくてはならず、そのためには店頭デリバティブを含む金融商品に対する横断的な規制を目的として成立した本法の意味は大きいと考えます。また、本法は ISDA が目指すところの健全なデリバティブ市場の発展にとって必要なものですが、同時に、本法及び本法に関連する諸規定が、業態間・国際間で平仄が取れているものであることが大変重要です。日本では、数少ない異業種のメンバーを抱え、店頭デリバティブ市場の健全な発展のために活動する団体として、今次改正が特定の業種に有利又は不利になること、これまでに比べて過度の負担増になることがないようにご考慮頂きたいと考えております。また、同様の観点から貴庁の内部で各業種について立法・企画を所管される局・課と監督をされる局・課、検査をされる局・課で一貫した解釈・運用がなされることを望んでおります。そういった観点から ISDA の作業部会で検討を行った結果として、金融商品取引法の政令・内閣府令委任事項に関する草案及び要望事項、並びに法令解釈に関して確認が必要な事項について別添の通りまとめましたので、宜しくご高覧ください。また、今後引き続き本件について貴庁と ISDA の間で対話をさせて頂きたく、宜しくご対応の程お願い申し上げます。

## 政令・内閣府令案について

前述の観点から、金融商品取引法の主にデリバティブ取引の政令・内閣府令委任事項につきまして、より具体的に協議させていただくため、下記のとおり、ISDAの作業部会で政令・内閣府令案を検討させていただきました。この際、①業者間（海外の業者も含む。）における取引の円滑化を確保すること、②基本的に金融先物取引法下におけるデリバティブ取引に関する規制の枠組みを維持すること、③新たな取引類型又は原資産と考えられるものを列挙し、金融商品取引業者が行うことができるデリバティブ取引に過不足がないようにすること、④銀行法、保険業法その他金融機関に関する法令においても、従来のデリバティブ取引の枠組みを維持し、かつ、金融商品取引業者と同等の業務を行うことができることを確保することを念頭に置いております。これらは、規制の横断化とともに柔構造化を掲げる金融商品取引法の目的にいずれも合致するものと考えられます。

また、デリバティブ取引に限った点ではありませんが、適正な法令順守の体制を構築すると共に、早急なシステム対応等を進める観点からも、本法第34条の「契約の種類」等につき、早期に明確化をしていただくことを要望いたします。

### 記

#### 政令・内閣府令案

- I. 法第2条第3項第1号に規定する有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者は、次に掲げるものとする。
  1. 金融商品取引業者<sup>1</sup>
  2. 以下省略

※ 現行証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条第1項列記の者は全て現行維持のためカバーして頂きたい。その上で、デリバティブ取引の定義拡大に伴い、インターバンク市場の取引などに支障が出ないよう、現行の第22号及び23号については「のうち金融庁長官に届出を行った者」を削除して頂きたい。

※ 上記に加えて、「国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合及びその連合会」を追加して頂きたい。
- II. 法第2条第8項に規定する投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
  1. 次に掲げる者を相手方とする店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）<sup>2</sup>
    - イ 適格機関投資家
    - ロ 外国の法令上イに掲げる者に相当する者<sup>3</sup>
    - ハ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社
    - ニ 金融庁長官が指定する者
- III. 法第2条第21項第5号イ及び法第2条第22項第6号イに規定する法人の信用状態に係る事由に類似するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

<sup>1</sup> 金融商品取引業者は行う業種にかかわらず、適格機関投資家としていただくことを要望いたします。

<sup>2</sup> このように規定された場合の兼業業務について、XII 1ご参照。

<sup>3</sup> 適格機関投資家に外国の法令上これに相当する者が含まれない場合の規定です。以下同じ。

1. 当該法人に対する金銭債権（以下、本条において「原債権」という）に係る支払債務の不履行以外の事由による期限の利益の喪失
  2. 原債権の成立若しくは存在の否認又は無効の主張
  3. 法人格がない債務者に関して発生した前記各号に類似した事由
  4. その他内閣府令で定める事由
- IV. 法第2条第21項第5号ロ及び法第2条第22項第6号ロに規定する当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難な事由であって、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 債務の支払の猶予、禁止、停止の宣言、命令又は政府若しくは中央銀行の間での合意、協定、又は、政府当局の権限ある官吏が、債務の全部又は一部の否認、放棄、履行拒否若しくは拒絶し又はその有効性に係る異議の申立て
  2. 当事者が合意した債務の元本金額若しくは予定利払金額の減額（法第2条第22項第6号イに掲げるものを除く）又は格付機関による当該債務の格付の引下げ若しくは格付の停止
  3. 地震、台風、洪水等の災害
  4. 戦争、テロリズム、暴動、労働争議その他の事変で当事者が制御できないもの
  5. その他内閣府令で定める事由
- V. 法第2条第22項に規定する公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等の受入れを内容とする取引に付随する法第2条第4項第3号（イを除く。）に掲げる取引（通貨の売買取引に係るものに限る。）とする。
- VI. 法第2条第22項第1号に規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一定の時期において同号に規定する金融商品及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者が当該売買契約を解除する行為とする。
- VII. 法第2条第24項第4号に規定する同一のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であって、当該資産に係るデリバティブ取引について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 排出権として内閣府令で定めるもの
  2. その他内閣府令で定めるもの
- 排出権の定義の案：  
令第●条第●項第●号に規定する排出権は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第6項に規定する算定割当量及びこれに類似するものとして金融庁長官が指定するもの<sup>4</sup>とする。
- VIII. 法第2条第25項第3号でその変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であって、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標又は社会経済の状況に関する統計の数値であって、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 国内総生産
  2. 貿易収支、経常収支
  3. 失業率
  4. 住宅着工件数

<sup>4</sup> 京都議定書に基づくもののみならず、EU Allowanceなどを含む趣旨です。

5. 地価公示価格等、不動産の市況に関する指数
  6. 鉱工業生産指数
  7. 死亡率、平均寿命
  8. 消費者物価、生産者物価、卸売物価等インフレーション又はデフレーションに関する指数
  9. 通貨供給量その他金融政策に関する指標
  10. 気象庁その他の者が発表する地震の強さ等に関する指標または数値
  11. 前各号に類似するもの<sup>5</sup>
  12. その他内閣府令で定めるもの
- IX. 法第 35 条第 1 項第 13 号に規定する通貨その他デリバティブ取引に関連する資産として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 通貨
  2. (排出権を金融商品として定めた場合) 排出権
- X. 法第 35 条第 2 項第 2 号に規定する商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 当事者が数量を定めた商品、サービス、又は想定元本を定めた商品指標について、当該当事者間で取り決めた商品またはサービスの相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る）
  2. 当事者が数量を定めたエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギー及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和 55 年法律第 71 号）第 2 条に規定する石油代替エネルギーをいう。ただし、前号の取引が対象とする商品に該当するものを除く。）について、当該当事者間で取り決めた参照価格に基づき金銭の支払いを相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。）
- XI. (排出権を「金融商品」としない場合の条文として) 法第 35 条第 2 項第 7 号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 排出権（●条●項●号で規定するものをいう。以下、第 2 号において同じ。）の価格若しくは価格の指標として当事者があらかじめ約定する数値に基づいて算出される金銭若しくは資産を授受する取引又はこれに類似する取引
  2. 排出権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- XII. (I にあるように、プロ相手の非有価証券関連デリバティブ取引が金融商品取引業の対象とならない場合) 法第 35 条第 2 項第 7 号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 次に掲げる者を相手方とする店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）
    - イ 適格機関投資家
    - ロ 外国の法令上イに掲げる者に相当する者
    - ハ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社
    - ニ 金融庁長官が指定する者
- XIII. 法第 37 条の 3 第 1 項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
1. 金融商品取引契約の締結日の 1 年前の日から当該金融商品取引契約を締結するまでの期間内に当該顧客に法第 37 条の 3 第 1 項に規定する書面を交付して説明した場合

<sup>5</sup> 第 11 号は、第 1 号から第 10 号までの指標に相当する外国の指標を含む趣旨です。

- XIV. 法第 37 条の 4 第 1 項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
1. 契約すること取引の条件を記載した取引契約書を交付する取引
  2. ※金融先物取引法施行規則第 20 条第 4 項第 2 号規定の取引と同等のものを規定いただきたい。
- XV. 法第 37 条の 6 第 1 項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる金融商品取引契約とする。<sup>6</sup>
1. 法第 2 条第 8 項第 11 号に規定する投資顧問契約
  2. 法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する投資一任契約
  3. 法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号の規定に掲げる権利のうち当該権利に係る出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいう。）が主として商品に対する投資を行う事業であるものとして内閣府令で定めるもの
- XVI. 法第 37 条の 6 第 1 項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等又は外国の法令上金融商品取引業者等に相当する者が業として当該金融商品取引契約を締結する場合とする。
- XVII. 法第 38 条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、第 3 号に掲げる行為にあっては、次に掲げるものとする。
1. 金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の金融商品取引契約のあった者及び勧誘の日に未決済の金融商品取引の残高を有する者に限る。）に対して金融商品取引契約の締結を勧誘する行為
  2. 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために金融商品取引契約を勧誘する行為
- XVIII. 法第 38 条第 3 号に規定する投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものは、次に掲げる者以外の者を相手方とする店頭デリバティブ取引等（法第 2 条 24 項に定める金融商品（同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げるものに限る。）又は法第 2 条 25 項第 1 号に掲げる金融指標（法第 2 条 24 項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）に係る法第 2 条 22 項 1 号から 4 号までに係るものに限る。）を行うことを内容とする契約とする<sup>7</sup>。
- イ 適格機関投資家  
ロ 外国の法令上イに掲げる者に相当する者  
ハ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社  
ニ 金融庁長官が指定する者
- XIX. 法第 38 条第 4 号に規定する投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものは、法第 2 条第 8 項第 3 号に定める行為（法第 2 条 24 項に定める金融商品（同項第 2 号及び第 3 号に掲げるものに限る。）又は法第 2 条 25 項第 1 号に掲げる金融指標（法第 2 条 24 項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）に係る法第 2 条第 21 項第 1 号から第 3 号までの取引及び外国市場デリバティブ取引でこれに類似する取引に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約とする<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 投資顧問業法 17 条及び商品ファンド法 19 条の範囲を踏襲する趣旨です。

<sup>7</sup> 金融審議会の報告書のとおり、店頭金融先物取引に限定する趣旨です。

<sup>8</sup> 金融審議会の報告書のとおり、再勧誘の禁止の前提ということで取引所金融先物取引等に限定する趣旨です。

- XX. 法第 38 条第 5 号に規定する投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものは、次に掲げる金融商品取引契約とする<sup>9</sup>。
1. 法第 2 条第 8 項第 3 号に定める行為（法第 2 条 24 項に定める金融商品（同項第 2 号及び第 3 号に掲げるものに限る。）又は法第 2 条 25 項第 1 号に掲げる金融指標（法第 2 条 24 項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）に係る法第 2 条第 21 項第 1 号から第 3 号までの取引及び外国市場デリバティブ取引でこれに類似する取引に係るものに限る。）を行うことを内容とする契約
  2. 次に掲げる者以外の者を相手方とする店頭デリバティブ取引等（法第 2 条 24 項に定める金融商品（同項第 2 号及び同項第 3 号に掲げるものに限る。）又は法第 2 条 25 項第 1 号に掲げる金融指標（法第 2 条 24 項第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。）に係る法第 2 条 22 項 1 号から 4 号までに係るものに限る。）を行うことを内容とする契約とする。
- イ 適格機関投資家  
ロ 外国の法令上イに掲げる者に相当する者  
ハ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社  
ニ 金融庁長官が指定する者

XXI. 法第 40 条の 2 第 1 項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

1. 有価証券の売買等（次に掲げるものを除く。）  
イ 上場株券等の売買  
ロ 店頭売買有価証券の売買  
ハ 取扱有価証券の売買
2. デリバティブ取引

XXII. 法第 166 条第 6 項第 8 号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1. 上場会社等の業務に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係るデリバティブ取引に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行又は当該取引に定められた権利の行使の結果として当該書面に定められた売買等を行う場合
2. 当該書面に定められた履行期及びその 10 日前の期間において当該デリバティブ取引上の債務の履行又は権利の行使により発生しうる価格の変動その他の危険を減少させるために行う売買等を行う場合

XXIII. 金融商品取引業者が扱うデリバティブ取引（金融商品取引業として扱うもの及び届出業務として扱うものの両方）について、金融機関及び保険会社が同じく扱えるよう銀行法施行規則第 13 条の 2（併せて第 13 条の 6 の 3 の特定取引勘定）や保険業法施行規則第 52 条の 3 等においても同様の条文を入れて頂きたい。

（上記に加え）〔銀行法施行規則第 13 条の 2〕及び保険業法施行規則第 52 条の 3 等に以下を追加：

通貨の売買及びその代理、媒介又は取次ぎ  
〔排出権を「金融商品」としない場合：

排出権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理<sup>10</sup>

<sup>9</sup> 現行法のとおり、店頭金融先物及び取引所金融先物等に限定されることを確認させていただく趣旨です。

<sup>10</sup> 銀行法又は保険業法上の根拠を明確にする趣旨です。

## 法令解釈の明確化・追加確認が必要な事項

テーマ	関連部分	説明
1 本法の適用を受けるデリバティブ取引の範囲	第2条21・22項	<ul style="list-style-type: none"> <li>- バリエーション・スワップ（「分散＝ボラティリティの2乗」のスワップ取引）について、同条項に含まれるか否かの定義根拠を確認したい。「バリエーション」は第22項第5項の「変化率」そのものではないために確認をお願いするもの。</li> <li>- 同条項にリカバリー・ロック・スワップ（あらかじめ決めた回収率と実際の回収率の差額を決済する取引）が含まれるかの定義根拠を確認したい。因みに、当該商品はクレジット・デリバティブ（第2条第22項第6号）ではなく、第2号若しくは第5号で読むことになると思われるが、仮に利率等に回収率を含めることが出来たとして、回収率を参照組織発行の有価証券に関して数社にクォートを求めて、それを基に決めるのであれば金融商品の価格を元に算出した数値（第25項第4号）の約定数値と現実数値の差として考えられるので第22項第2号にあたることも考えられるが、そういう解釈が成り立つか。</li> <li>- 通貨スワップは、第2条第21項第4号及び第2条第22項第5号に該当することを確認したい。</li> <li>- 銀行が付随業務として取扱う邦貨と外貨との両替等取引（直物外国為替取引、先物外国為替取引、為替スワップ取引（銀行法施行規則第13条の2第1項第2号及び保険業法施行規則第52条の3第1項第2号参照。）が本法の適用を受けるデリバティブ取引に該当しないことについて確認したい。</li> </ul>
2 金融指標	第25項	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 同項第2号の観測者には外国の観測機構や民間の事業者が含まれることを確認したい。</li> </ul>
3 外国法人との金融商品取引	第34条～第40条の3等	<p>本法施行に際し、本邦に支店のない外国法人とのデリバティブ取引にどのような影響が生じるのか確認したい。本法第58条の2以外の場合について、本邦に支店及び現地法人がない外国法人が国内法人とデリバティブ取引を締結する場合、金融商品取引業者が媒介等を行えば当該外国法人について金融商品取引業の登録が必要ではないことを確認したい。</p>
4 アマ区分顧客に係る一部取扱い免除	第34条の2	<p>アマ区分の顧客が金融商品取引業者等に対しアマ区分の取り扱いの内の一部事項の免除(e.g. 「書面の交付義務等」)が顧客同意に基づき省略できる様な政令・府令の規定が設けられるべきものとする。(顧客自らが不要と認める手続きを金融商品取引業者等が行うべきとするのは取引コストを増加させる懸念があるため)。</p>

5	損失補てんの禁止	第 39 条	デリバティブ取引において禁止される損失補てんの具体的な基準・行為について確認したい。
6	分別管理について	第 43 条の 2、第 43 条の 3	ISDA Credit Support Annex(CSA)といった消費貸借型の担保の受渡が分別管理義務に抵触しないことを確認したい。第 43 条の 2 第 1 項第二号及び第 2 項第二号からは、店頭デリバティブ取引に係るものは除外されており、また、第 43 条の 3 第 1 項においても、「第百十九条の規定により」とあることから、市場デリバティブを指すものと考えられるが、前述の CSA に基づく担保の授受が同条の射程外であると考えてよいか。
7	自主規制団体のあり方	第 67 条、第 78 条等	「認可金融商品取引業協会」(eg. 日本証券業協会)と「公益法人金融商品取引業協会」(eg. 金融先物取引業協会)の複数協会による自主規制の店頭デリバティブ取引への同時適用という問題が改善されないのか問題意識の共有と確認が必要。
8	不正取引の禁止規定の適用	第 157 条・159 条	デリバティブ取引において適用される「風説の流布」「相場操縦行為」等の禁止についての具体的な判断基準を確認したい(また、第 159 条の対象店頭デリバティブ取引としては、有価証券関連のもので「取引所取引」+「取引所取引を参照するもの」に限定されることを確認したい。)
9	会社関係者の禁止行為について	第 166 条第 1 項	本条項の対象となる取引として「当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の譲渡若しくは譲渡受け又はデリバティブ取引」と定められている。旧法では有価証券関連のデリバティブ取引だけが対象であったことから、ここで定められているデリバティブ取引は、「当該上場会社等の特定有価証券等に係る」もの(従って「有価証券関連デリバティブ取引」および「クレジットデリバティブ取引」)に限定される※ことを確認したい。 ※クレジットデリバティブ取引のうち、「非上場会社の債務を参照債務とするもの」「(社債ではなく)ローンのみを参照債務とするもの」は本法適用外と考えてよいか。またクレジットデリバティブ取引についての重要情報は社債と同様(現取引規制府令第 5 条)と考えてよいか確認したい。
10	デリバティブ内在型ローンの位置付け		デリバティブ内在型ローンに対しては本法の適用(特にローンに組み込まれているデリバティブ取引に係るもの)が無いことについて確認したい。

11	本法の域外（日本以外の法域）適用		<p>本法の域外適用の有無について確認したい。</p> <p>※具体例としては、日本の銀行または証券会社の海外支店が他の邦銀海外支店を相手方として行う取引について本法の適用がないと考えてよいか、公募・私募の人数のカウントに海外の者を含むのかを確認したい。</p>
12	銀行法、保険業法等上のデリバティブ取引		<p>本法第 33 条の 2 第 3 号において「他の法律の定めるところにより投資の目的をもって」と規定されているが、銀行法では有価証券関連以外のものについて、同法第 10 条第 2 項第 2 号のように投資の目的をもってするものが規定されていないと思われる。銀行等の金融機関が投資の目的をもってデリバティブ取引を行うことが銀行法等において認められることを確認したい。</p>

以上